

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 9 月 16 日

水 曜 日

第 3960 号

## 目 次

### 告 示

○土地収用法による事業の認定	1
○道路の区域変更	5
○道路の供用開始	
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規 定による指定自立支援医療機関の指定の更新	7

### 公 告

○土壤養分分析業務委託に係る一般競争入札の実施	8
○落札者等の公示	11

## 告 示

### 富山県告示第368号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により  
次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成27年 9 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 起業者の名称  
高岡市
- 2 事業の種類  
（仮称）高岡市新防災センター整備事業
- 3 起業地  
（1）収用の部分

高岡市戸出西部金屋地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、高岡市戸出西部金屋地内の土地を起業地とする（仮称）高岡市新防災センター整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、高岡市が事業主体となり、広域型防災活動拠点施設として（仮称）高岡市新防災センターの整備を行うものであり、土地収用法第3条第31号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である高岡市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

市では、様々な災害に対処していくための災害予防、災害応急対策を進めており、市の地域防災計画においては、広域的な災害を対象とした情報の受・発信及び防災資機材の備蓄、除雪機械や運搬用車両等の配備、防災訓練等を行うための屋外訓練場などを備えた広域型防災活動拠点の整備をする必要があるとしている。

現在、市には、高岡市防災センターと福岡防災ステーションの2箇所の広域型防災活動拠点施設があるが、高岡市防災センターは、建築から27年が経過し、災害復旧車両等の格納スペースが不足しており、また、近年の多様化する災害に対しては、備蓄資機材等を保管するスペースも確保できないなど、

地理的制約から施設の敷地拡張が困難な状況において、施設機能上の必要とされる敷地面積が足りない現状となっている。

一方、福岡防災ステーションは、平成14年に国土交通省富山河川国道事務所等と共に整備した近年の防災施設としての機能を備えた施設であるが、双方の立場では災害時に必要とする機能や役割に違いがあり、今後の施設拡張や活動には限界があるとしており、また、市の防災機能を集中しても市域全体への迅速な対応は機能的、立地的に困難であり、地域防災の分担化は必要であるとしている。

このため、現高岡市防災センターに代わる新防災センターを整備するものであり、これにより、多様化する災害から市民の生命・財産を守り、また、大規模災害時の調達物資や救援物資の受け入れ、仕分け及び各地域への搬送などができるようになる。さらに、平常時には、気象・道路・河川などの状況を監視・観測し災害に備えるとともに、市民の防災意識向上のための広報活動や啓発活動の場、地域交流の場として施設を活用していくこととしており、敷地の拡張が困難な現高岡市防災センターが抱える課題は解消され、広域型防災活動拠点施設としての機能が十分果たせることができるものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき文化財、動植物等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

起業地は、市域東部で浸水被害を受けにくく広域幹線道路網へのアクセスが可能な3候補地で比較検討した結果、整備に係る経費比較、周辺環境への

影響等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

市の広域型防災活動拠点施設の現況は、(3)アで述べたとおりであり、多様化する災害から市民の生命・財産を守り、大規模災害時には調達物資や救援物資の受け入れ、仕分け及び各地域への搬送などが可能となる市域を越えた新たな広域型防災活動拠点施設としての防災センターの整備を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

高岡市役所

## 富山県告示第369号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月16日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年9月16日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 黒部宇奈月線	黒部市宇奈月町下立 843番 から	変更前		最大 16.9 最小 10.0	212.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市宇奈月町下立 859番 4まで	変更後		最大 20.7 最小 13.4	212.0	
国道 472号	富山市婦中町宮ヶ谷字石佛 297番から	変更前		最大 8.1 最小 3.9	111.9	富山土木 センター
	富山市婦中町宮ヶ谷字石佛 280番まで	変更後		最大 23.9 最小 10.6	106.9	

## 富山県告示第370号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月16日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年9月16日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 黒部宇奈月線	黒部市宇奈月町下立 843番から 黒部市宇奈月町下立 859番4まで	平成27年9月16日	新川土木 センター 入善土木 事務所
国道 472号	富山市婦中町宮ヶ谷字石佛 297番から 富山市婦中町宮ヶ谷字石佛 280番まで	平成27年9月16日	富山土木 センター

### 富山県告示第371号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項に規定する医師として次のおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

平成27年9月16日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療 の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
三澤 広貴	内科	サンバリー高岡 病院	高岡市鷺北新 477番地	平成27年9月1日
林 則秀	内科、リウマ チ科	医療法人社団秀 林会吉見病院	滑川市清水町3 番25号	平成27年9月1日
高桑 健	内科	公立南砺中央病 院	南砺市梅野2007 番地5	平成27年9月1日

### 富山県告示第372号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成27年9月16日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
みらい 黒部薬局	黒部市三日市1076番地	育成医療、更生医療	調剤	平成27年9月1日
イオン薬局となみ店	砺波市中神土地区画整理事業地31街区1	育成医療、更生医療	調剤	平成27年9月1日

### 富山県告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成27年9月16日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
クスリのアオキ 黒部中央薬局	黒部市牧野 817番地 1	更生医療、育成医療	調剤	平成27年9月1日

~~~~~  
公 告  
~~~~~**土壌養分分析業務委託に係る一般競争入札の実施**

土壌養分分析業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第91条の規定により公告する。

平成27年 9 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 入札に付する事項

## (1) 委託業務の名称及び数量

平成27年度土壌養分分析業務委託 一式

## (2) 委託業務の仕様等

入札説明書及び業務委託仕様書による。

## (3) 納入期限

平成28年 2 月 29 日

## (4) 納入場所

富山県農林水産部農産食品課

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第 163号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 計量法（平成 4 年法律第51号）第 107条の規定に基づく水又は土壌中の物質の濃度に係る計量証明の事業の登録を受けた者であること。

(4) 土壌の分析を自社で行う体制が整っており、かつ、土壌の分析にかかる実績を有すること。なお、外部委託は、原則として認めないが、あらかじめ承諾を得て委託業務の一部を委託し、又は請け負わせる場合はこの限りではないはない。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、入札説明書で定める必要書類を入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、必要書類を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県農林水産部農産食品課農産食糧係

電話 076-444-3283（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成27年9月16日から同年10月8日までの間（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

平成27年10月15日 午後5時15分

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

### 5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成27年10月22日 午前10時

(2) 開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県農林水産部農産食品課（海区委員会室）

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札前までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

#### 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

#### 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

#### 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

#### 10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項及びその他詳細は、入札説明書による。

## 落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 27 年 9 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
富山県団体内統合宛名システム設計業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県経営管理部情報政策課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 27 年 8 月 18 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸 金沢市彦三丁目 1 番 1 号
- 5 落札金額  
864,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日  
平成 27 年 6 月 22 日
- 8 総合評価に係る入札者の得点

| 入札者名               | 価格点    | 技術点      | 合計点数     |
|--------------------|--------|----------|----------|
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸 | 913.6点 | 1,940.4点 | 2,854.0点 |
| 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 | 989.2点 | 1,792.5点 | 2,781.7点 |
| 富士通株式会社            | 946.0点 | 1,894.8点 | 2,840.8点 |
| 株式会社シーイーシー         | 28.0点  | 1,493.0点 | 1,521.0点 |